

智仁親王と三条西実条

小 高 道 子

中世の歌人三条西実隆は、宗祇より古今伝受を受けた。宗祇は実隆を「門弟随一」として秘伝を悉く相伝し、正親町天皇に『古今和歌集』の講釈をするなど、三条西家の家学の基盤を作った。早稲田大学図書館蔵『古今相伝人数分量』によると、東常縁は竹影齋以下の門弟に「十ノ物四々七」しか相伝しなかったというから、実隆は、宗祇の

古今伝受を継承した「随一」の門弟といえるであろう。三条西家の古今伝受は、実隆の後、公条・実枝と伝えられたが、実枝が六十歳になった元亀元（一五七〇）年に公国はわずか十五歳であり、年齢が離れていたために、実枝は公国に直接相伝することができなかった。そこで、公国の成人後に公国に相伝することを条件に、細川幽齋に古今伝受を預けた。幽齋は実枝との約束を守り、実枝の死後半年と経たない天正七年（一五七九）に公国に古今伝受を返すが、公国は天正十五（一五八七）没、三十二歳で早逝してしまう。その後、幽齋は、智仁親王に古今伝受を相伝し、智仁親王が後水尾天皇に相伝したことによ

公国の子実条は、智仁親王より二歳年長である。それにも関わらず、幽齋は実条ではなく、智仁親王を後継者に選び、智仁親王への相伝が終了した後に、実条に相伝した。幽齋は、どうして実条ではなく智仁親王を後継者に選んだのであろうか。本稿では智仁親王と実条について考察してみたい。

一 三条西実枝から細川幽齋への古今伝受

三条西家に伝わる古今伝受を門外に出すことをおそれたのであろうか。実枝は幽齋に古今伝受をする際、講釈終了後に二度にわたって講釈聞書を整理して実枝に提出して加証奥書を受けるなど、内容を正しく継承するためにさまざま努力をした。なかでも、切紙伝受を「神道・儒道の具を借用」して儀式にしたのは、実枝から幽齋への古今伝受において始められたことだと、実条が語っている¹。実枝から幽齋への切紙伝受は天正二年六月十七・十八日に細川氏伝来の勝龍寺城で行

われた。この時の詳細は『古今伝受座敷模様』として、その折に使用された布とともに宮内庁書陵部に伝わるが、東面には隆信筆の柿本人丸像をかけ、正面に机を置いたという。こうした儀式は、「幽齋伝受之時、神道・儒道などの具を借用てせられし」と、実枝の孫、実条が中院通茂に語っている。⁽³⁾

一 伝受之法、人丸之前・玉・太刀などそなへられるへし。法皇など机の大キサマテ、何ほと、一度ノ事例になる也。是毎度非如此之事。幽齋伝受之時、神道・儒道などの具ヲ借用てせられし也。必如此といふ事にてハなき也

こうした努力は実を結び、幽齋は公国に古今伝受を返した。実枝との約束を果たした幽齋は、宗祇から近衛尚通に相伝された古今伝受資料や宗祇から肖柏に相伝された古今伝受資料など、三条西家以外の古今伝受資料を収集した。公国が早逝したのはその後である。幽齋が実枝に提出した誓状は、次のようなものであった。誓状提出とは言うが、誓状の案文は師によって用意され、弟子は清書して提出するだけであった。そのため、幽齋が実枝に提出した誓状の文章は、実枝が用意したと推定できる。幽齋が実枝に提出した誓状は、智仁親王に書写されて宮内庁書陵部に伝わる。

古今集御伝受之事、二条家正嫡流為御門弟請御説之上者、永如親子不可存疎意候、於義理口伝故実、他言口外之儀、曾以不可在之

候、又与他流令混乱、是非之褒貶禁制之段、如道之法度其旨候、将又御伝受之後、不蒙免許者、聞道説道之義、努々不可有聊爾候、若此条々令違背者、大日本国中神、祖神并天満天神、梵釈、四王、殊和歌両神之冥罰忽其身上二可罷蒙者也、仍誓状如件
元龜三（一五七二）年十二月六日

誓状には、口伝を口外することなどとともに「与他流令混乱、是非之褒貶」も固く禁じている。この誓状がある限り、幽齋は自分が収集した三条西家以外の秘伝を三条西実条に相伝することはできない。幽齋自身が収集した古今伝受資料も合わせて伝えるためには、三条西家以外の継承者に伝えることが必要だったのであろう。

二 幽齋から智仁親王への古今伝受

幽齋は、後陽成天皇に自らの古今伝受を相伝することを願った。しかしながら、「御若年如何、是非共先御無用之由」とする御母新上東門院の意向で沙汰止みになった。⁽⁴⁾そこで、幽齋は、前田玄以を通じて徳川家康の内諾を得た上で、智仁親王への相伝を開始した。途中関ヶ原の戦いにより中断されたが、慶長七年には、名実ともに、智仁親王への古今伝受は終了し、智仁親王は、幽齋の古今伝受資料を継承した。実条への古今伝受が行われたのは、この後、慶長九年のことであった。次に、この間の出来事を順に記しておく。

・元龜三（一五七二）年～天正四年 三条西実枝から細川幽齋への古今伝受

・天正七（一五七九）年 三条西実枝没・細川幽齋から三条西公国への古今伝

・天正十二（一五八四）年 入手していた近衛尚通の古今伝受資料を収集・書写

・天正十四（一五八六）年 肖柏への古今伝受資料を収集・書写

・天正十五（一五八七）年 三条西公国没（公国三十二歳、細川幽齋五十四歳）

・天正十八（一五九〇）年 後陽成天皇（二十歳）、細川幽齋からの古今伝受を希望（『兼見卿記』）

・「今上古今御伝授之御叡心也、御若年如何、是非共先御無用之由、令祇候砌可申入」

・慶長五（一六〇〇）年 古今伝受に先立ち、前田玄以を通じて、徳川家康の内諾を得る。

・「〔幽齋が〕老年之儀候間、早々御伝授可然之由」
（家康↓前田玄以↓智仁親王）

・「古今集伝受之事、幽齋度々被申候へ共、若年故斟酌候つる処に、従内府被御念之由、祝着此時候、如何候哉、可在之候哉、

・同 三月十九日 細川幽齋から智仁親王への古今伝受開始
四月二十九日 「物名」講釈、「仮名序」以下の講釈を残して中断

五月二十九日 「出陣用意」のため、丹後に帰国

（田辺城を包围される）

・七月二十九日 細川幽齋から智仁親王へ、相伝終了証明
状（形式的には古今伝受終了）

（後陽成天皇の勅命により、開城される）

・慶長七年一月四日～八月二十八日、古今伝受資料の書写・校合

・同 九月七日 智仁親王は、三条西家に礼をする

・同 十一月十三日 目録作成終了
幽齋から実条への古今伝受

三 幽齋の実条評

これまで、実条の方が年長であるにも関わらず、幽齋が実条ではなく、智仁親王を後継者に選んだことについて、松永貞徳の発言をもとに推察されてきた。^⑤

此一大事を、そこ（松永貞徳）などに伝ふる事にはなしといへども、三条殿は不すきにて、返し奉べき御器量にあらず。此事曉の夢にも天下に知人なしと、三光院殿（三条西実枝）のたまひしかば、返々あだに存る事なかれ（『天水抄』）
有時、ちかきころうせ給ひにし三条殿、……「御心だて不器用なり」といたううめき給へり（『戴恩記』）

こうした記事から、実条が「返し奉べき御器量」ではないために、

幽齋は智仁親王を選んだと推察されてきた。それでは、実条が詠作に熱心で、すぐれた「御器量」であつたら、幽齋は実条に自身が収集した古今伝受資料を伝えることができたのであろうか。「与他流令混乱、是非之褒貶」を「禁制之段」と記した以上、自身が収集した資料を三条西家に返すことは多くの神に誓った誓状の内容に反する行為である。幽齋は実条以外の継承者を探す必要があつたのであろう。

これらの記事を書いた貞徳自身は古今伝受を受けていない。幽齋が古今伝受を継承した経緯も、実条に提出した誓状の内容もおそらくは知らないであろう貞徳に対して、実条ではなく智仁親王に相伝した理由を説明するには、実条が「返し奉べき御器量」ではないとするのが無難だつたのではないだろうか。先に引用した『古今伝受日記』には、実条が後水尾院により行われる御所伝受を批判する記事が見られるが、それを語っているのは、古今伝受の主流が三条西家から御所に移った後の、御所伝受が行われている時であつた。

実条が三条西家の古今伝受資料を受け継いでいたにもかかわらず、古今伝受の主流が三条西家から御所に移つたのは、実条に問題があつたからであらうか。実条の発言及び実条に対する発言について検討する際には、その発言の背景をあわせて考察することが必要であらう。

注

- (1) 『古今伝受日記』。引用は上方文芸研究による。
- (2) 『図書寮典籍解題 続文学篇』による。
- (3) 『古今伝受日記』。引用は上方文芸研究による。

付記

本稿は平成30年2月、中京大学文化科学研究フォーラム「歴史と文学の間―歴史家の目、文学者の目―」における発表に加筆したものである。

- (4) 『兼見脚記』。引用は注(2)による。
- (5) 『天水抄』の引用は古典俳文学大系、『戴恩記』の引用は日本古典文学大系による。